

中央卸売市場（南港市場除く）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	仮想統合基盤機種更新に伴う施設管理システム移行確認業務委託	10-01: 情報処理	富士通Japan(株)	1,323,465	令和5年10月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	仮想統合基盤機種更新に伴う準公営企業財務会計システム移行確認業務委託	10-01: 情報処理	(株)NTTデータ関西	1,312,300	令和5年10月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	大阪市中央卸売市場情報システム移行確認業務委託	10-01: 情報処理	日本電気(株)	6,204,000	令和5年10月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

仮想統合基盤機種更新に伴う施設管理システム移行確認業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

仮想統合基盤機種更新に伴う施設管理システム移行確認については、仮想統合基盤の機種更新に伴い施設管理システムを新基盤へ移行し動作確認を行う必要があるが、この作業を行うには、本システムを熟知している必要があり、移行確認に必要な技術やノウハウを有している業者へ委託することが必須である。

よって、本業務を行えるのは本システムの構築業者であり、保守業者である富士通 Japan 株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場 総務担当（電話番号 06-6469-7910）

随意契約理由書

1 案件名称

仮想統合基盤機種更新に伴う準公営企業財務会計システム移行確認業務委託

2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

仮想統合基盤機種更新に伴う準公営企業財務会計システム移行確認については、仮想統合基盤の機種更新に伴い準公営企業財務会計システムを新基盤へ移行し動作確認を行う必要があるが、この作業を行うには、本システムを熟知している必要があり、移行確認を行うために必要な技術やノウハウを有している業者へ委託することが必須である。

よって、本業務を行えるのは、本システムの構築業者であり、現在の保守業者である株式会社NTTデータ関西のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場 総務担当（電話番号 06-6469-7910）

随意契約理由書

- 1 案件名称：
大阪市中央卸売市場情報システム移行確認業務委託
- 2 契約相手方：
日本電気株式会社
- 3 随意契約理由
大阪市中央卸売市場情報システムは、本場・東部市場の各卸売業者と開設者（本市）間を通信ネットワークで結び、オンラインにより収集した日々の市場取引データを加工し、市況情報としてインターネット等により情報発信するほか、取引指導監督等市場業務の効率化を図ることを目的とするものである。
市場情報システムでは、仮想化技術を採用したシステム基盤である仮想統合基盤上に公開系を除く業務システムを構築し、公開系として別途、WEBサーバを構築している。今年度の仮想統合基盤の機種更新に伴い、市場情報システムを新基盤へ移行し、動作確認を行う必要があるが、この作業を行うには、本システムを熟知している必要があり、移行確認に必要な技術やノウハウを有していること、本システム、プログラム内容、データ構造、ネットワーク等を熟知していることが必須である。
よって、本業務を行えるのは本システムの構築業者であり、また現在の保守業者である日本電気株式会社に委託する。
- 4 根拠法令：
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部局：
大阪市中央卸売市場 企画担当(電話番号 06-6469-7935)